

## 補助金調書

補助金名	福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金		担当課 (連絡先)	福祉局障がい者部障がい企画課 (TEL711-4248)	
交付先	団体	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため。				
補助開始年度	平成3	年度	経過年数	34	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	障がい者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として「福岡市障がい者社会参加推進センター」を設置し、関係団体・機関の協力の下に、障がい者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障がい者自らによる諸種の社会参加推進事業を体系的、効果・効率的に実施している法人に対して、本市が補助金を交付する。 補助対象事業: 福岡市障がい者社会参加推進センターの運営				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	交付先団体は、身体障がい者によって構成される本市最大の団体であり、本市事業の受託をはじめ、身体障がい者の自立更生を目的とする各種の相談、指導等の活動を行うほか、一般市民に対しても障がい者についての取り組みを行っている。また、本事業は、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的とするものであり、本事業に補助を行うことは、障がい者福祉の向上に資するものと判断されるため、補助金の交付を継続するもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 身体障がい者の社会参加のための相談事業や、関係団体指導者への研修、障がい者の種別ごとの生活訓練事業等の事業のうち、人件費・賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び借損料・負担金について予算の範囲内で補助する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	7,000 千円	7,000 千円	7,000 千円	6,287 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	福岡市障がい者社会参加推進センターの運営(視覚障がい者家庭生活訓練事業、視覚障がい者社会生活訓練事業、聴覚障がい者生活訓練事業等)				
補助金交付 による効果	障がい者の自立生活と社会参加の推進に寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。